

水土里ネット広報



水土里ネット東和
大雪の水と緑をはくぐむ

とうわ



主 な 内 容

- ・ 第75回通常総代会開催 1
- ・ 令和8年度予算及び事業計画概要..... 3
- ・ 各施設物管理人・監視人について..... 7
- ・ 改良区からのお知らせ・お願い 9

春 2026(令和8年)
NO.140

第75回通常総代会開催

去る3月27日 令和7年度 第75回通常総代会が、(株)小竹ファーム 総代（東旭川地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に(株)ファーム中村 総代（東神楽地区）、新田由憲 総代（東川地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 大橋 政美

第75回の通常総代会開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。総代の皆様方には、春作業を控えて何かとお忙しい中、ご出席いただき心からお礼申し上げます。

本年2月1日開催の役員協議会において、互選の結果、不肖私が引き続き理事長、副理事長に中條勝彦氏が満場一致のご推薦をいただき就任致しました。皆様の多大なご指導ご支援をいただきながら東和土地改良区の発展のために誠心誠意取り組んで参りますので宜しくお願い申し上げます。また、今回の改選により勇退をされました役員の皆様には長年にわたり改良区運営にご尽力され、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて昨年、改正食料・農業・農村基本法の下で、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、初動5年間は農業構造転換集中対策期間とされました。それに伴い、今年は、新たな制度等の活用による農地の大区画化等や中山間地域の実情に応じたきめ細かな整備を強力に推進し、農業の生産基盤を一層強化する重要な年になります。6月には、水田政策の見直しの具体的な内容が閣議決定される見通しになっており、主な内容としては、水田を対象とする仕組みから、田畑を問わず作物ごとに支援する仕組みに見直しされます。当区といたしましても、安定的な予算の確保のため、関係機関とともに、要請活動をしっかりと行ってまいります。

次に、当区の事業の状況ですが、まず農業農村整備事業関係予算につきましては、令和8年度当初予算として4,504億円が計上され、令和7年度補正予算と合わせて、総額は平成25年度以降、最高額となる6,942億円となっております。また、北海道の農業農村整備事業予算は、北海道庁の補助事業の予算と国の直轄で行う北海道開発局の予算を合わせて1,370億円が計上されております。当区としましてもこの貴重な予算をもとに、本年度も農業農村整備事業の円滑な推進を図って参ります。

国営事業の大雪東川第一地区は工事10年目、旭東東神楽地区は工事9年目、大雪東川第二地区は工事8年目となり、事業主体である国を始め、町と連携をしながら順調に進んでおります。大雪東川地区全体では令和8年度中に全体の57%が完了見込みとなっており、旭東東神楽地区は全体の39%が完了見込みとなっております。

道営事業につきましては、忠別南地区が関係者のご協力のおかげで令和7年度をもって事業完了となりました。また、旭正北中央地区の令和8年度の主な工事内容は自動給水栓設置となり、来年2月の換地処分をもって事業完了となります。忠栄地区、旭正南第一地区は工事3年目となりいずれも3本の工事発注が予定されております。各地区ともに、計画どおり順調に進捗しております。続いて、旭正北第2地区は令和9年4月から、旭正南第2地区は令和10年4月からの工事が見込まれております。豊田第1地区は調査、計画2年目を迎え令和9年度の事業採択を目指しております。忠別川第3頭首工は、造成から20年目が経過し、操作盤設備の更新時期を向かえており、令和10年4月からの工事が見込まれております。皆様には地域に根ざしたすばらしい事業展開ができるよう引き続きご協力をお願いいたします。



また、当区の運営状況ですが、まず事務局体制といたしまして、令和8年度より東神楽事業所を廃止し、東神楽地域の維持管理業務を本部で一元管理いたします。こうすることで、休日や夜間勤務の担当職員の負担軽減を図りたいと考えております。

令和8年度の賦課金単価につきましては、昨年同様10aあたり5,000円で算定いたしました。しかし、昨今の物価高騰により、主要な資材の単価も年々増加し修繕工事費にも影響がきたしております。令和3年度から10aあたり5,000円の賦課金をいただいておりますが、現状の賦課金では賄えず、積立金等を運用しながらの状況下であることから、賦課金の見直しを向こう3年以内に行いたいと考えております。今後の農業施策は見通せない中ではありますが、農業の根幹である土地改良施設の維持管理、土地改良事業の取組みには欠かせない部分であることをご理解いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本日は、承認事項2件、議案15件、報告1件の慎重審議のお願いを申し上げて、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・令和7年度積立金処分額変更について
- ・東和土地改良区会計細則の一部変更について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書総代選挙規程の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書役員選任規程の一部変更について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・東和土地改良区委員会規程の一部変更について
- ・令和7年度第2回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について
- ・令和7年度東和土地改良区一般会計予算の繰越について
- ・令和8年度賦課金等の課率及び徴収方法と徴収時期について
- ・令和8年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・令和8年度各種積立金の処分について
- ・令和8年度長期借入金の借入について
- ・令和8年度地区除外等決算金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・令和8年度畑地化協力金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・土地改良財産の取得及び処分について
- ・令和8年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について

◇報告事項

- ・定期監査の結果について



(表紙写真)

一部改修された東雲
第8頭首工(倉沼川)
(下流より)

土地改良区の概要 (4月1日現在)

組合員	752人
賦課面積	7,570 ha

令和8年度予算及び事業計画概要

昨年、水稻におきましては、例年通り農作業が開始し、6月以降は好天に恵まれましたが、夏季の記録的な高温の影響を大きく受け、結果的に上川管内では作況状況は「やや不良」と収量的に平年を下回る作柄となりましたが、米価の高騰により生産者にとっては追い風となりました。また、改良区としては、大きな災害もなく安堵したところです。

さて、農業情勢ですが、米価の高騰、水田活用の直接支払交付金の見直し、中東地域の不安定化などにより、目まぐるしく変わる中、当区といたしましても、関係機関と連携をしながら、しっかりと検証をして、運営に支障をきたさないよう対応して参ります。組合員皆様におかれましては農業経営に憂慮されていると思いますが、本年も天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しております。

一方年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まっておりますが、地元要請には追いついていない状況です。また、近年の物価高により、土地改良区としては、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

「田」は、昨年度と同額10アール5,000円となっております。向こう3年以内に見直しを行いたいと考えています。

「畑」は、昨年度と同額10アール2,700円となっております。畑地化促進事業により畑地化した農地については、今後の施設の維持管理負担を考え算出しています。ただし、地区事情等を鑑み、地区除外も検討していきます。

2. 国営土地改良事業について

大雪東川第一地区は工事10年目、旭東東神楽地区は工事9年目、大雪東川第二地区は工事8年目とそれぞれの工事実施段階となっておりますが、組合員皆様の期待に応えるべく、関係機関と連携を図り進める所存です。

また、本年度より東神楽地区については、事業所を廃止し、維持管理については、本部で一元管理いたします。事業については、整備第2課として推進センターへの出向扱いとなります。引き続き既往用排水路との取り付け、工事実施に伴う要望など関係機関との協議、地元調整など維持管理と事業実施に支障のないよう対応いたします。

3. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営ほ場整備事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれない状況です。今年は、合計5地区となります。内訳として旭正北中央地区は換地処分、忠栄地区と旭正南第1地区は工事3年目、旭正北第2地区は調査設計2年目、旭正南第2地区は調査設計1年目を予定しております。

また、水利施設整備事業として、忠別川第3頭首工の操作盤設備等の整備のため、本年度は、調査設計業務を予定しております。

なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

4. 団体営農地耕作条件改善事業について

定率助成補助事業により、東旭川、東川、東神楽地区でそれぞれ水路等の改修を予定しています。

5. 利水調整規程の設定について

昨年同様、土地改良法の改正に対応し、農業用水の供給を適正に行い、有効的に水利用をするために設定いたしました。

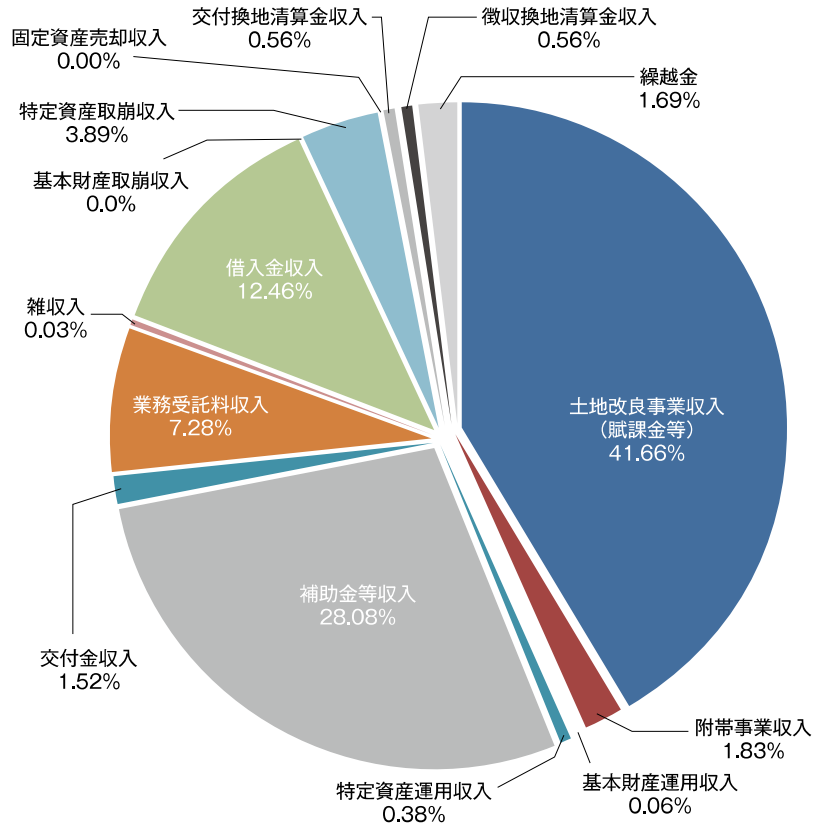
令和8年度土地改良区予算が決まりました

総額1,182,824千円

(収 入)

(単位：千円)

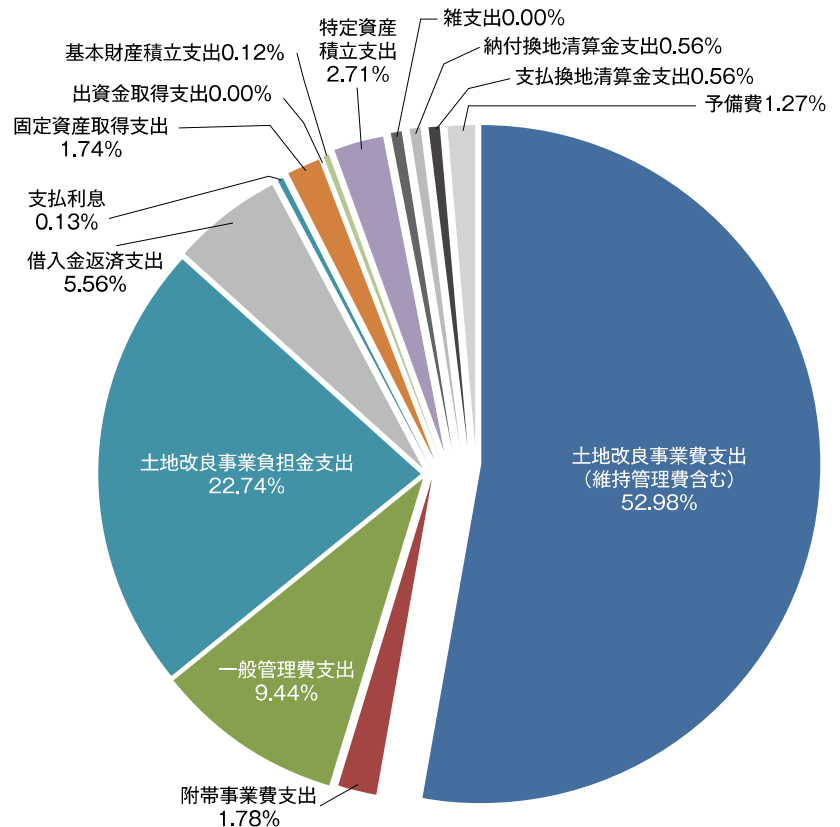
項 目	予 算 額
土 地 改 良 事 業 収 入 (賦 課 金 等)	492,803
附 帯 事 業 収 入	21,642
基 本 財 産 運 用 収 入	740
特 定 資 産 運 用 収 入	4,544
補 助 金 等 収 入	332,142
交 付 金 収 入	18,000
業 務 受 託 料 収 入	86,098
雑 収 入	312
借 入 金 収 入	147,337
基 本 財 産 取 崩 収 入	0
特 定 資 産 取 崩 収 入	46,030
固 定 資 産 売 却 収 入	10
交 付 換 地 清 算 金 収 入	6,583
徴 収 換 地 清 算 金 収 入	6,583
繰 越 金	20,000
合 計	1,182,824



(支 出)

(単位：千円)

項 目	予 算 額
土 地 改 良 事 業 費 支 出 (維 持 管 理 費 含 む)	626,602
附 帯 事 業 費 支 出	21,001
一 般 管 理 費 支 出	111,681
土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	268,971
借 入 金 返 済 支 出	65,792
支 払 利 息	1,550
固 定 資 産 取 得 支 出	20,530
出 資 金 取 得 支 出	10
基 本 財 産 積 立 支 出	1,466
特 定 資 産 積 立 支 出	32,025
雑 支 出	30
納 付 換 地 清 算 金 支 出	6,583
支 払 換 地 清 算 金 支 出	6,583
繰 越 金	5,000
予 備 費	15,000
合 計	1,182,824



▽ 令和8年度 賦課金について

「田」は、令和3年度より10a当たり5,000円となりました。

「畑」は10a当たり2,700円となります。また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、令和8年度賦課金課率は一般地域の10%が賦課されます。

(単位：円)

地区名	経常賦課金率	期別課率	
		第1期	第2期
一般地区（田）	5,000	2,500	2,500
一般地区（畑）	2,700	0	2,700
自主管理地（田）	500	500	0

※経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担反当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費地元負担額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限
第1期	経常賦課金	令和8年7月1日	令和8年7月15日
第2期	経常賦課金 特別賦課金	令和8年7月1日	令和8年11月16日
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひかわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店	

※期限内納入と完納にご協力をお願いいたします。

※納入期限が過ぎますと、年利14.6%の延滞金加算されます。

▽ 令和8年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

年 度	区分	決済金額	備 考
令和8年度	田	90,018円 (85,863円)	※1 当年度経常賦課金を徴収した場合は、当年度賦課金で徴収した重複分を調整する。() は、当年度経常賦課金を徴収した後の単価。 ※2 農地の転用（公共事業、農業施設、農家宅地等）の場合は単価を1/2とする。 ※3 自主管理地の決済金は徴収しません。 ※4 ほ場整備事業など面整備事業実施地区は、別途事業償還元金加算されます。
	畑	56,216円 (54,222円)	

令和8年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
緊急農地再編整備事業	大雪東川第一地区	30,500,000	4,750,000	区画整理 124.1ha 暗渠排水 110.9ha 用水路 11,060m 排水路 8,930m	継続事業
	大雪東川第二地区	47,200,000	3,732,000	区画整理 84.0ha 暗渠排水 72.1ha 用水路 7,030m 排水路 6,970m	継続事業
	旭東東神楽地区	47,140,000	3,000,000	区画整理 86.0ha 暗渠排水 69.0ha 用水路 12,922m 排水路 10,231m	継続事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	旭正北中央地区	2,732,513	87,440	附帯工 一式	継続事業
農地整備事業 (中山間地域型)	旭正南第1地区	3,761,000	873,180	区画整理 21.37ha 暗渠排水 4.53ha 用水路 2,740m 排水路 3,058m	継続事業
	忠栄地区	3,717,000	917,940	区画整理 26.2ha 暗渠排水 12.2ha 用水路 3,254m 排水路 2,991m	継続事業
	旭正北第2地区	3,110,000	130,000	調査設計業務 一式	継続事業
	旭正南第2地区	3,900,000	90,000	調査設計業務 一式	新規事業
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	忠別第3地区	700,000	50,000	調査設計業務 一式	新規事業

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	東川地区 中央線用水路	18,000	18,000	用水路整備補修(改修) 60m	新規事業
農地耕作条件改善事業	東雲6地区 東雲第6左岸幹線	86,500	35,000	用水路整備補修 775m	継続事業
長寿命化対策事業	共栄第1地区 下幹線第1支線第3分派線	40,000	10,000	調査設計 一式	新規事業
長寿命化対策事業	共栄第2地区 下幹線第1支線	93,000	13,000	調査設計 一式	新規事業
長寿命化対策事業	東神楽地区 北第2支線用水路	88,985	52,900	用水路整備補修 435m	継続事業

各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1流水池管理人	秋山 雅彦	東雲第3頭首工	畑中 雅晴
			東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ポン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 貴樹
			東雲第7頭首工	畑中 貴樹 梶畑 直敏
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 康紀	東雲第8頭首工	古高 正
	ポン倉沼川第2頭首工管理人	小林 拓馬	東雲第9頭首工・東雲第10頭首工・東雲第11頭首工	菅沼 順稚
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	溝口 敬章
	西8号南線分水門管理人	水野 稔		
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 豊	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	北栄上幹線頭首工	牧 聖也	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	北栄下幹線頭首工	高橋 和浩	東忠別第3頭首工	山下 悟
	東雲第2頭首工	廣田 好彦	東忠別第7頭首工	河治 秀斗
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下流水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	本間 秀信	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳
			第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 各支線スクリーン管理人	農事組合法人 日の出生産 組合	第6頭首工管理人・第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
	倉沼川第1幹線用水路管理人	東 幸雄	第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人・東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	三橋 泰文		
	倉沼川頭首工管理人	大江 健	下南部貯水池・下南部幹線管理人・下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	坂井 恵一		
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	ペーパン頭首工・ペーパングダム管理人	神尾三紀男
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 誠
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司		
			7号の沢放水工管理人	古関 和彦
	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	紺藤 正司	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人・福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	米原頭首工管理人	安田 和弘	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	高橋 渡
			第3頭首工管理人	牧 哲夫
	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	佐藤 絢也	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
			米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）・東桜岡第2ダム	北村 敏光
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之		
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	三原 弘幸	北第7支線分水門管理人・南第6支線分水門管理人	高橋 誠
	忠栄高台第1支線管理人 北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人（八千代第1頭首工）・第2支線補水路管理人	尾崎 千洋
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	南第5支線附属線分水門管理人	三野 功
	第5支線取入口管理人		第2支線取入口管理人（八千代第2取水工）	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	有限会社 外山	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	高台第1附属線分水門管理人	唐太 努	第4支線頭首工管理人（八千代第4取水工）	
	高台第2附属線分水門管理人 南第2支線分水門管理人	久保 昭博	第10支線頭首工管理人（稲荷第10頭首工）	吉原 義順
	高台第8附属線分水門管理人	白川 茂美	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・（稲荷第13・14取水工）ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸		
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第12支線取入口 管理人・第17支線取入口管理人（稲荷第17取水工）	大塚 和彦
	八千代ヶ岡幹線用水路 監視人	大柿 誠		
	南第4支線分水門管理人	中村 照男	第6支線取入口管理人（八千代第6取水工）・南6支線第1分派線取水口管理人・第7支線取入口管理人（八千代第7取水工）・第8支線取入口 管理人（八千代第8取水工）	北川 信一
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫		
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏		
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	新第5用水路管理人	水本 悦可
	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎	志比内地区水路監視人	岡村 義則
東 川 東神楽	忠別川第2頭首工	小坂 法弘		
	東川第2游水池			

理事の執行体制及び監事の監査体制について

東和土地改良区の改選に伴い、去る1月19日開催の臨時総代会において、この選任が行われ、次の方々が当選選任されました。

さらに、2月1日理事会及び監事会を開催し、理事の執行体制及び監事の監査体制について協議の結果、次のとおり決定いたしましたので、お知らせするとともに旧に倍してのご指導、ご協力をお願い申し上げます。

(任期 R8.2.1～R12.1.31)



理事長
大橋 政美（東旭川地区）



副理事長
中條 勝彦（東川地区）



第1理事
藏田 勝次（東神楽地区）



会計担当理事
大津 智章（東旭川地区）



総務委員長
請川 幹恭（東旭川地区）



総務副委員長
菅沼 順稚（東川地区）



工務委員長
岩崎 敏彦（東旭川地区）



工務副委員長
三橋 泰文（東旭川地区）



理 事
渡邊 澄（東川地区）



理 事
蓼原 俊太（東川地区）



理 事
岩本 勝（東旭川地区）



理 事
長田 和仁（東旭川地区）



理 事
金田 修一（東神楽地区）



理 事
古本 純平（東神楽地区）



総括監事
尾上 康紀（東川地区）



総括監事職務代理者
尾崎 千洋（東神楽地区）



監 事
榊 義昭（東旭川地区）

総括監事就任に対するご挨拶

総括監事 尾上 康紀

このたび東和土地改良区の役員改選に当たり、監事として就任いたし、さらに去る2月1日開催の監事会において、総括監事に推挙され、この重責を担うことになりました。尾崎千洋総括監事職務代理、榊義昭監事のご支援を得て、この職務を全うすべく誠意努力を誓うところでございます。

現下の農業情勢は先行きの見えない厳しい状況の中ではありますが、組合員皆様のご理解とご協力のもと、土地改良区の責務を果たし、安心して農業経営できる環境づくりに微力ながら力を尽くしたいと思いますので、今後共温かいご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

退任された役員の方々

地区	名前	役職	期間	役員年数
東 川	守 屋 勝 蔵	(総代) 理事	(H28.2.1～H30.1.31 2年) H30.2.1～R 8.1.31 8年	8年
	山 中 伸 幸	監事	H26.2.1～R 8.1.31 12年	12年
東旭川	坂 井 英 樹	(総代) 理事	(H12.2.1～H16.1.31 4年) H26.2.1～R 8.1.31 12年	12年
	渡 辺 和 紀	(総代) 理事	(H20.2.1～H30.1.31 10年) H30.2.1～R 8.1.31 8年	8年
	山 本 昭 一	(総代) 理事	(H28.2.1～R 2.1.31 4年) R 4.2.1～R 8.1.31 4年	4年
東神楽	岸 本 昌 延	(総代) 理事	(H12.2.1～H16.1.31 4年) H30.2.1～R 8.1.31 8年	8年
	北 山 秀 雄	(総代) 理事 監事	(H20.2.1～H22.1.31 2年) H22.2.1～H26.1.31 4年 H26.2.1～R 8.1.31 12年	16年

退任役員のご挨拶

退任役員 北山 秀雄 前総括監事

組合員の皆様方には、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私達このたびの東和土地改良区役員改選を機会に、役員を退任することにいたしました。

顧みますと、今日まで組合員皆様の厚いご推薦を賜わり土地改良事業の推進と東和土地改良区の発展のために参画させていただき、今日まで無事任務を終えさせていただきましたことには、皆様方の温かいご指導とご協力の賜ものであり、この場をおかりして謹んでお礼申し上げます。

土地改良区のさまざまな諸問題に対しましては、理事長を中心に組織を挙げ一歩々進んでいかれる事を確信しております。

私達も今後は、一組合員として地域の発展をご期待し、可能な限りの助力をいたし、東和土地改良区の益々の発展を切に望むところでございます。

今後の皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、退任の挨拶といたします。

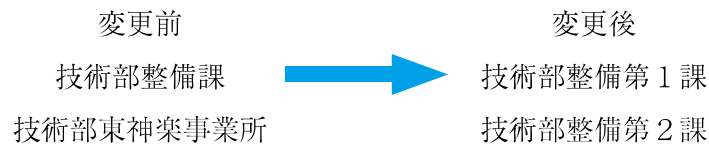


東神楽事業所の廃止

令和8年度より、維持管理体制の効率化と強化のため、東神楽事業所を廃止し、維持管理については、東和土地改良区事務所に一元化されます。国営旭東東神楽地区の業務については、技術部整備第2課として、推進センター（東神楽農協内）への出向となります。

組合員皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。

なお、東神楽事業所廃止により、技術部については下記のとおり機構の変更があります。



今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

[連休中の対応]

基本は休日対応になりますが、速やかに対応できる体制をとっています。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東旭川地区	32-2241(代)	東川事業所	82-0500
東神楽地区		もしくは以下の担当職員へ	

地 域	担当者			電話番号
総 括	技術部	部長	清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所	技師	塚原 柊	080-9614-3565
東旭川地区	整備第1課	技師	太田 宏樹	090-3397-5938
東神楽地区	整備第1課	技師	石川 健太	080-5722-5968

口座振替賦課金領収書発行の廃止

賦課金を口座振替で納入いただいている組合員の皆様に、これまで領収書を発行しておりましたが、経費削減のため令和8年度の賦課金口座振替分から廃止いたします。

- ➡ 確定申告の際は、7月に送付している賦課金通知書及び通帳でご確認ください。
- ➡ 経費削減の一環として組合員の皆様のご理解をよろしくお願いします。
- ➡ ご事情により領収書が必要な場合は、当改良区総務課までご連絡をお願いします。

改良区からのお知らせ

次のような場合、土地改良区への届出が必要です !!

届出は土地改良法の規定により組合員の義務です

組合員資格得喪通知書

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき

2. 組合員が亡くなられたとき

3. 経営移譲されたとき

※この届出がない場合、そのままの組合員に賦課されます。
※農業委員会や農協等への手続きのほかに改良区への届出が別途 必要です。
※住所・電話番号・口座に変更があった場合は、改良区へ連絡ください。

➡組合員資格得喪通知書の手続き期限は6月末日です。

農地転用等の通知書

1. 農地を宅地等、農地以外に転用する場合

2. 農地が公共用地（河川、道路）により買収された場合

※農地転用された場合、決済金がかかる場合があります。

➡農地転用等（地区除外）の手続き期限は6月末日です。

※期限が過ぎた場合は、次年度処理となります。

注 意 点

○土地改良法により、滞納賦課金は新組合員に承継されます

※農地の賃貸借契約および解約、売買等により組合員が代わる場合、必ず事前に滞納賦課金の有無を確認してください。

○土地改良施設（土地含む）を使用したいときは申請をお願いします

※雨水排水や合併浄化槽処理水の放流等

※宅地等の出入り口として使用する場合等

他目的使用として申請が必要です

◇草刈、清掃作業傷害保険について◇

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 |
| | [入院日額] | 5,000円（事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円（事故発生日から180日以内で90日を限度） |

田んぼダム取り組みのお願い

近年大雨台風の影響により下流域では甚大な被害が発生しており、大雨を予測し河川より取水する用水路は全て止めていても、田んぼからの落水により洪水被害が拡大する恐れがあります。洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川への排水量の集中を避ける必要があり、広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。

大雨警報が発令されたときは、落水されている田んぼについては、排水口に調整板を設置し田んぼダムの協力をお願いします。



土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないようにご協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



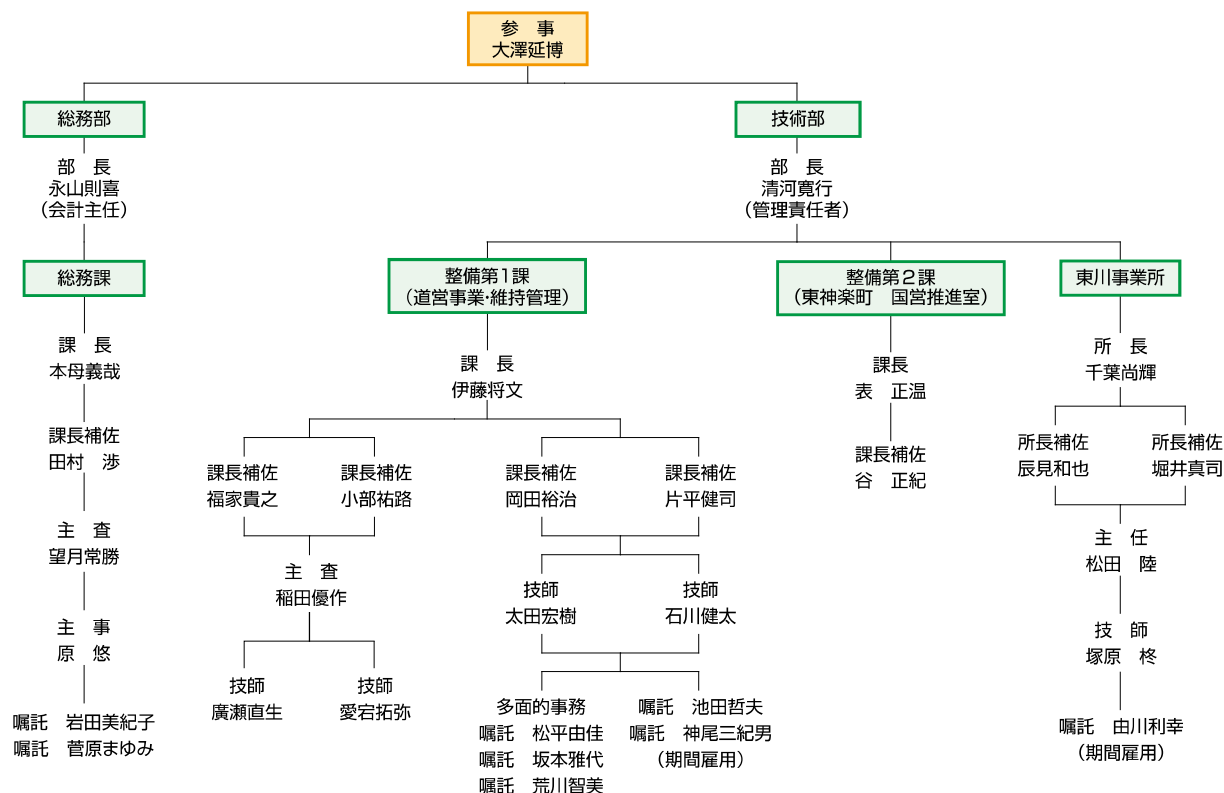
土地改良事業功労表彰

去る3月24日、ホテルポールスター札幌において開催された北海道土地改良事業団体連合会通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】 土地改良事業功労者 (敬称略)
 (前理事) 坂井 英樹
 (前監事) 山中 伸幸

令和8年度事務機構図

令和8年4月1日付



令和8年4月28日発行
 発行所
 旭川市東旭川町旭正312番地の13
 東和土地改良区
 電話 32-2241 FAX 32-2244
 ホームページ
<http://www.touwa.or.jp/>
 発行人 理事長 大橋 政美
 編集 総務課

あ と が き

春耕期の準備にお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。
 「広報」を通じ、本年度予算、運営内容をご理解いただくと共に、この厳しい農業の実態を十分把握し、改良区の運営に万全を期すところです。

何かお気づきの点があればなんなりとお寄せください。

(事務局)